

令和 8 年第 6 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 8 年 6 月 2 6 日)

召集年月日 令和8年6月26日（金）

召集の場所 おおい町役場 正庁ホール

開会 令和8年6月26日 午後4時00分

閉会 令和8年6月26日 午後5時00分

出席委員（13名）

1 番	谷口雅弘	2 番	森和哉	3 番	早川直助
5 番	古池洋子	6 番	岩崎誠一	7 番	國久博一
8 番	山崎秀樹	9 番	松井厚雄（会長）	10 番	塩野鐘吉
11 番	松宮俊幸	12 番	吉村由美	13 番	浦松 勝己
14 番	松尾 豊				

欠席委員（1名）

4 番 吉田実

出席事務局

局長 堀口裕祐 次長 門野幸文 書記 抜井英弥 宮本慶子

提出議案

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第32号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第36号 地域計画の変更について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和 8 年第 6 回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に

4 番 吉田委員より欠席の連絡を受けております。また、農地利用最適化推進委員におかれましては、赤井委員・中川委員・山口委員・岩佐委員の対象地区に案件があるため、参集の通知を送付させていただきましたが、赤井委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、7 議案を予定していましたが、議案第 34 号 35 号の 2 議案について取り下げ依頼がありましたので、5 議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和 8 年第 6 回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第 4 条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13 名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第 6 条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]
議 長

日程 1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 5 番 古池委員と 12 番 吉村委員を指名いたします。

[日程 2・3]

議長 日程2 議案第30号 「農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について」及び日程3 議案第31号 「農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について」の2件を一括議題とします。事務局から説明をお願いします。

宮本書記 はい、議長。

 本件は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏が、庭及び進入路として転用する申請及び所有権を移転する申請であります。

 お手元の資料2ページをご覧ください。

 (議案第30号資料説明)

 次に資料5ページをご覧ください。

 (議案第31号資料説明)

 申請地は、〇〇氏が購入した空き家付近にある農地であります。資料3ページの位置図をご覧ください。着色のある申請地〇〇-〇と〇〇-〇の間にある建物が購入された空き家となっております。

 議案第30号の農地につきましては、家の前にある農地であり、〇〇氏が昭和52年に居宅を建築した際に庭及び進入路として整備しており、今後も利用するものでございます。なお、この件に関しては、違反転用となるため、始末書が提出されております。

 農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の進入路及び庭は、地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。

 議案第31号の農地につきましては、昨年までは〇〇氏が管理していましたが、現在は管理されていない状態となっております。今後は、〇〇氏が根菜や柿を作付する計画です。

 許可基準は資料6ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松尾委員 はい、議長。

 こちらは19日に山崎委員と現地を確認いたしました。議案第30号の農地につきましては、隣接する農地はなく、周囲の営農に影響はないものと考えます。また、当該農地は申請人に必要な施設として設置されていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

 議案第31号の農地につきましては、現在は管理が行き届かず、雑草が多く生えている状況ではありましたが、適切に手を加えることで今後も畑として管理・利用できるものであると見受けられ、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 譲受人と譲渡人の関係は。

宮本書記 他人です。〇〇氏の家が空き家として売られており、その空き家に付随していた農地も購入したいということで、今回申請されました。

古池委員 今は〇〇に住んでるけど、これからここに住むのか。

宮本書記 現在〇〇に住んでいることから、住所はかえることができないと聞いています。ここに住むということは聞いていますが、1週間にどれほど住むということは聞いていません。

古池委員 野菜は何をするのか。

宮本書記 根菜とのことです。また、家の裏の農地については、既に柿が植えてあるため、そのまま柿を育てられると思います。

議長 他に何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、先に議案第 30 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成全員でございますので、議案第 30 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとしします。

 続いて、議案第 31 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成全員でございますので、議案第 31 号農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日 程 4]

議 長 日程 4 議案第 32 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について」 を議題といたします。

 なお、この案件につきましては、私はおおい町農業委員会会議規則第 10 条 議事参与の制限の規定により、一時退席となりますので、その間、早川職務代理に議長をお願いします。

早川職務代理 議案の内容について事務局から説明をお願いします。

宮本書記 はい、議長。

 本件は、〇〇の〇〇〇〇氏の管理する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。

 資料 7 ページをご覧ください。

 (議案第 32 号資料説明)

 申請地は、現在農地バンクを通して〇〇〇〇に利用権設

定がされており、田として管理されています。農地バンクの契約については、譲受人である〇〇〇〇氏は〇〇〇〇の構成員となっておりますので、合意解約の必要はなく、所有権移転後に契約者の変更を行うこととなります。

許可基準は資料 8 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

早川職務代理 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

松尾委員 はい、議長。
こちら 19 日に山崎委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は現在も田として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

早川職務代理 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

早川職務代理 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 32 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

早川職務代理 賛成全員でございますので、議案第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

審議が終了しましたので、松井会長の入室をお願いします。

それでは、議長職を松井会長と交代いたします。

[日程 5]

議 長 日程 5 議案第 33 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について」 を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

宮本書記

はい、議長。

本件は、〇〇の〇〇〇〇氏の管理する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。

資料１０ページをご覧ください。

（議案第３３号資料説明）

位置図については、資料１２ページをご覧ください。

申請地については、所有者である〇〇氏が遠方に居住していることから、これまでは〇〇氏が草刈等の管理作業を行っている状況でございました。今後は、〇〇氏が当該農地の所有者となり、引き続き畑として管理していく計画です。

許可基準は資料１１ページのとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

松尾委員

はい、議長。

こちら１９日に山崎委員と現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、申請地は現在も畑として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員

関係性は。

宮本書記

遠い親戚のようです。〇〇さんに相続移転される前は、所有者が〇〇さんとなっており、確認したところ、〇〇さんと〇〇さんの親が、いここにあたるということです。

（意見・質問）

議長

他に何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 33 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成全員でございますので、議案第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 6]

議長 日程 6 議案第 36 号 「地域計画の変更について」を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

宮本書記 はい、議長。

本件は、地域計画の変更について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づき、地域計画を変更するときは、あらかじめ、農業委員会等の意見を聴くこととなっておりますことから、提出するものでございます。

お手元の資料 20 ページをご覧ください。

(議案第 36 号説明)

地域計画の変更については、令和 8 年度第 1 回農業委員会において説明させていただきましたが、令和 8 年 1 月から 6 月の議案に対し、変更が必要な農地について農業委員会から意見をいただくこととしているものであります。

変更が必要な農地については、本日配布させていただいた資料 21 ページの黄色着色箇所となります。

- ① 1 月委員会、議案第 2 号 ○○○○全 50 筆の農用地利用集積等促進計画の新規設定
- ② 3 月委員会、議案第 16 号 ○○○○の 3 条使用貸借権設定
- ③ 3 月委員会、議案第 19 号 ○○○○等全 13 筆の農用地利用集積等促進計画の新規及び再設定
- ④ 4 月委員会、議案第 21 号 ○○○○の 3 条申請による

所有権移転

⑤ 4月委員会、議案第22号 ○○○○の3条申請による
使用貸借権

⑥ 4月委員会、議案第23号 ○○○○の3条申請による
所有権移転

⑦ 5月委員会、議案第27号 ○○○○全5筆の農用地利
用集積等促進計画の新規設定

次に変更内容について説明させていただきます。

今回5つの地域計画の変更となりますが、それぞれ変更後
の地域計画及び目標地図を本日配布させていただきました。

地域計画の変更内容について説明させていただきます。
(それぞれの地域計画及び目標地図の変更について説明)

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、
ご質問ございませんか。

塩野委員 　　農業公社は人が少ないと思うんだけど、これだけの面積
やれてるの。

次　　長 　　公社の作業員が3名いますが、今の面積であれば、現状
の人数でできていると聞いています。

塩野委員 　　これから「やってほしい」という人が増えていくと思
う。簡単に受け入れてもらえるような状態なのか。

古池委員 　　理事をしているので、私から答えます。
公社は「地域の認定農業者の邪魔はしません」「農地バン
クからの依頼しか受け付けません。一般家庭からの申込は
受付ません」ということになっています。
先日、できているのか聞いたところ、「できています」と
のことでした。問題は、水の管理とのことでした。一方が
このようにしてほしいと言っても、違う方がそれはダメと
言ってくるとのこと。

増えるかとの質問については、今の人数だと増やせない
と思います。今は依頼のあったものを受けているだけだ
が、今後どうしていくのかも考えてく必要があるのではな
いかと個人的に思います。

松宮委員 委託も受けているのですか。

古池委員 委託も受けています。委託の依頼は増える一方のようです。

山崎委員 公社の立ち位置が分からない。見えるようにしてほしい。今後こういう計画をしているという資料は出せないのか。

局 長 資料の提示は可能だと思うのですが。ただ、問題なのは担い手さんがどうなるのかということで、その補填として公社が存在しています。今後、高齢化で減っていく可能性もありますし、担い手が増えていく可能性もあります。

古池委員 公社がリーダーシップをとっていくのか、見守る立場でいるのかがわからない。

次 長 公社は、公益財団法人のため営利目的とした企業ではないため、今後経営規模を拡大して等との計画を明らかにしてほしいといわれても難しい。今後新規の担い手もでくると公社の立ち位置もかわってくると思います。農地を維持継続をしていく形を常にとっていくということが公社の目的だと思います。そのため、今後の計画を示した資料の提示ができないと思います。

(意見・質問)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますが、公社について何か資料の提示ができるようであれば、次回の委員会で提示してもらおうということで、地域計画の変更に関する意見等については、特に意見なしとしておおい町長に回答するものと決定いたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了

いたします。

その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次 長 はい、議長。

次回の令和８年第７回おおい町農業委員会の開催日につきましては、日程は令和８年７月２９日 水曜日、開催時間につきましては、午後４時から、場所は里山文化交流センター活動室とさせていただきます。

また、次回の現地確認について、岩崎委員、松宮委員にお願いし、日程は７月２２日水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

山崎委員 今年の町の渇水対策について教えていただきたい。

次 長 渇水対策は県の渇水対策特別事業を活用しました。今年については、条件からみますと５月５日から２０日までの間５mm以下雨量が続きました。総雨量については、４月１９日から５月２０日までの３０日間で１００mm以下となっています。ただし、この条件がそろった段階で渇水事業が開始されるのではなく、被害状況の確認及び各団体からの要請があってから県の事業が発動します。今年も去年のような渇水状況になると、県の事業が発動することになります。今後の状況をみて、農家組合長さんを通じて広報をさせていただきますと思います。

議 長 それではこれで、令和８年第６回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。